

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

出 発 各				届 出 各																																											
別紙様式第 6 号（第59条関係） （日本産業規格 A 4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）中間業務報告書 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 年 月 日から 年 月 日までの業務 及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 [第 1 ～第 7 略] （記載上の注意） [1 ～ 7 略] 第 1 [略] 第 2 年度中（ 年 月 日現在 ）中間貸借対照表 （生命保険株式会社） （単位：百万円） <table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>（資 産 の 部）</td><td></td><td>（負 債 の 部）</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>そ の 他 負 債</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>[略]</td><td></td></tr></table>				科 目	金 額	科 目	金 額	（資 産 の 部）		（負 債 の 部）		[略]		[略]				そ の 他 負 債				[略]		別紙様式第 6 号（第59条関係） （日本産業規格 A 4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）中間業務報告書 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 年 月 日から 年 月 日までの業務 及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 [第 1 ～第 7 同左] （記載上の注意） [1 ～ 7 同左] 第 1 [同左] 第 2 年度中（ 年 月 日現在 ）中間貸借対照表 （生命保険株式会社） （単位：百万円） <table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>（資 産 の 部）</td><td></td><td>（負 債 の 部）</td><td></td></tr><tr><td>[同左]</td><td></td><td>[同左]</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>そ の 他 負 債</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>[同左]</td><td></td></tr></table>				科 目	金 額	科 目	金 額	（資 産 の 部）		（負 債 の 部）		[同左]		[同左]				そ の 他 負 債				[同左]	
科 目	金 額	科 目	金 額																																												
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）																																													
[略]		[略]																																													
		そ の 他 負 債																																													
		[略]																																													
科 目	金 額	科 目	金 額																																												
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）																																													
[同左]		[同左]																																													
		そ の 他 負 債																																													
		[同左]																																													

		<u>リース負債</u> [略]	
		(純資産の部) [略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) [略]		(負債の部) [略] その他の負債 [略] <u>リース負債</u> [略]	
		(純資産の部) [略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - [略]
 - 次に掲げる会計方針に関する事項
[①～⑨ 略]
[削る。]
⑩～⑫ [略]
 - [略]
 - 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成して

		<u>リース債務</u> [同左]	
		(純資産の部) [同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) [同左]		(負債の部) [同左] その他の負債 [同左] <u>リース債務</u> [同左]	
		(純資産の部) [同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- [同左]
 - [同左]
 - [同左]
[①～⑨ 同左]
⑩ リース取引の処理方法
⑪～⑬ [同左]
 - [同左]
 - 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

いる場合には、記載することを要しない。）

- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

〔(6)～(10) 略〕

- (11) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
 - ② リース特有の取引に関する情報
 - ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
- 保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
- ②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。
- ①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
- ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔(12)～(25) 略〕

〔2～5 略〕

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
〔略〕		〔略〕	
		そ の 他 負 債	
		〔略〕	

- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔(6)～(10) 同左〕

- (11) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

〔(12)～(25) 同左〕

〔2～5 同左〕

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
〔同左〕		〔同左〕	
		そ の 他 負 債	
		〔同左〕	

		<u>リース負債</u> [略]	
		(純資産の部) [略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) [略]		(負債の部) [略] その他の負債 [略] <u>リース負債</u> [略]	
		(純資産の部) [略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - [略]
 - 次に掲げる会計方針に関する事項
[①～⑨ 略]
[削る。]
⑩～⑫ [略]
 - [略]
 - 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成して

		<u>リース債務</u> [同左]	
		(純資産の部) [同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) [同左]		(負債の部) [同左] その他の負債 [同左] <u>リース債務</u> [同左]	
		(純資産の部) [同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- [同左]
 - [同左]
 - [同左]
[①～⑨ 同左]
⑩ リース取引の処理方法
⑪～⑬ [同左]
 - [同左]
 - 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

いる場合には、記載することを要しない。)

- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。)

〔(6)～(10) 略〕

(11) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
 - ② リース特有の取引に関する情報
 - ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
- 保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
- ②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。
- ①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
- ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔(12)～(22) 略〕

〔2～5 略〕

〔第3～第7 略〕

別紙様式第6号の2（第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から
年 月 日まで）中間業務報告書

- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

〔(6)～(10) 同左〕

(11) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

〔(12)～(22) 同左〕

〔2～5 同左〕

〔第3～第7 同左〕

別紙様式第6号の2（第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から
年 月 日まで）中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

第1 [略]

第2

年度中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表

(生命保険株式会社)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略] そ の 他 負 債 [略] <u>リ ー ス 負 債</u> [略] [略]	
		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

第1 [同左]

第2

年度中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表

(生命保険株式会社)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左] そ の 他 負 債 [同左] <u>リ ー ス 債 務</u> [同左] [同左]	
		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	

		そ の 他 負 債 [略]	
		<u>リ ー ス 負 債</u> [略]	
		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑨ 略]

[削る。]

⑩～⑫ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[(6)～(10) 略]

(11) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

		そ の 他 負 債 [同左]	
		<u>リ ー ス 債 務</u> [同左]	
		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑨ 同左]

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑬ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(6)～(10) 同左]

(11) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔12〕～〔25〕 略〕

〔2～5 略〕

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) 〔略〕		(負 債 の 部) 〔略〕 そ の 他 負 債 〔略〕 <u>リ ー ス 負 債</u> 〔略〕 〔略〕	
		(純 資 産 の 部) 〔略〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	

〔12〕～〔25〕 同左〕

〔2～5 同左〕

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) 〔同左〕		(負 債 の 部) 〔同左〕 そ の 他 負 債 〔同左〕 <u>リ ー ス 債 務</u> 〔同左〕 〔同左〕	
		(純 資 産 の 部) 〔同左〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	

[略]		[略]	
		そ の 他 負 債	
		[略]	
		<u>リ ー ス 負 債</u>	
資 産 の 部 合 計		[略]	
		[略]	
		(純 資 産 の 部)	
		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑨ 略]

[削る。]

⑩～⑫ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[⑬～⑯ 略]

(11) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債	
		[同左]	
		<u>リ ー ス 債 務</u>	
資 産 の 部 合 計		[同左]	
		[同左]	
		(純 資 産 の 部)	
		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑨ 同左]

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑬ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[⑭～⑯ 同左]

(11) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

[12)～(22) 略]

[2～5 略]

[第3～第7 略]

別紙様式第6号の3（第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの

当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]

[12)～(22) 同左]

[2～5 同左]

[第3～第7 同左]

別紙様式第6号の3（第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの

当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～4 略]

第1 [略]

第2 中間連結財務諸表

1 [略]

2 中間連結貸借対照表

年度中(年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等)

[表略]

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等)

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑨ 略]

[削る。]

⑩～⑬ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品(リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品(リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項(重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。)

(6) [略]

(7) 次に掲げるリースに関する事項(重要性の乏しいものを除く。)

(記載上の注意)

[1～4 同左]

第1 [同左]

第2 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

年度中(年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等)

[同左]

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑨ 同左]

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑭ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。)

(6) [同左]

[加える。]

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(8)～(21) [略]

[3 ～ 5 略]

- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7 [略]

- (3) (生命保険相互会社及びその子会社等)

[表略]

- (4) (損害保険相互会社及びその子会社等)

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

(7)～(20) [同左]

[3 ～ 5 同左]

- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

7 [同左]

- (3) (生命保険相互会社及びその子会社等)

[同左]

- (4) (損害保険相互会社及びその子会社等)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑬ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

(6) [略]

⑦ 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

⑧～⑱ [略]

[3～5 略]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑭ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

(6) [同左]

[加える。]

⑦～⑱ [同左]

[3～5 同左]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設け

「資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7 [略]

[3～6 略]

第3 [略]

別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）
（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）業務報告書
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次

[第1～第13 略]
（記載上の注意）
[1～6 略]

第1 [略]

第2

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）附属明細書

1 計算書類に関する事項
[(1)～(3) 略]
（記載上の注意）
[1・2 略]

て記載する。

7 [同左]

[3～6 同左]

第3 [同左]

別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）
（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）業務報告書
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次

[第1～第13 同左]
（記載上の注意）
[1～6 同左]

第1 [同左]

第2

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）附属明細書

1 [同左]
[(1)～(3) 同左]
（記載上の注意）
[1・2 同左]

(4) 有形固定資産及び無形固定資産 (単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
有形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							%
[略]							
無形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							
[略]							

(記載上の注意)

[1～3 略]

[(5)～(9) 略]

2 [略]

第3 [略]

第4 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]		そ の 他 負 債 [略]	
使 用 権 資 産 [略]			
無 形 固 定 資 産 [略]		リ ー ス 負 債	

(4) [同左] (単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
有形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							%
[同左]							
無形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[(5)～(9) 同左]

2 [同左]

第3 [同左]

第4 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]		そ の 他 負 債 [同左]	
リ ー ス 資 産 [同左]			
無 形 固 定 資 産 [同左]		リ ー ス 債 務	

使 用 権 資 産 [略] [略]		[略] [略] (純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略] 有 形 固 定 資 産 [略] 使 用 権 資 産 [略] 無 形 固 定 資 産 [略] 使 用 権 資 産 [略] [略]		(負 債 の 部) [略] そ の 他 負 債 [略] リ ー ス 負 債 [略] (純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑨ 略]

[削る。]

⑩～⑫ [略]

リ ー ス 資 産 [同左] [同左]		[同左] [同左] (純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左] 有 形 固 定 資 産 [同左] リ ー ス 資 産 [同左] 無 形 固 定 資 産 [同左] リ ー ス 資 産 [同左] [同左]		(負 債 の 部) [同左] そ の 他 負 債 [同左] リ ー ス 債 務 [同左] (純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑨ 同左]

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑬ [同左]

[(3)・(4) 略]

- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

- (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(15) 略]

- (16) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

[(17)～(33) 略]

[(3)・(4) 同左]

- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(7)～(15) 同左]

- (16) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

[(17)～(33) 同左]

[2～5 略]

6 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

7 [略]

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]		そ の 他 負 債 [略]	
<u>使 用 権 資 産</u> [略]			
無 形 固 定 資 産 [略]		<u>リ ー ス 負 債</u> [略]	
<u>使 用 権 資 産</u> [略]			
[略]		[略]	
		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]		そ の 他 負 債 [略]	
<u>使 用 権 資 産</u> [略]			

[2～5 同左]

6 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

7 [同左]

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]		そ の 他 負 債 [同左]	
<u>リ ー ス 資 産</u> [同左]			
無 形 固 定 資 産 [同左]		<u>リ ー ス 債 務</u> [同左]	
<u>リ ー ス 資 産</u> [同左]			
[同左]		[同左]	
		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]		そ の 他 負 債 [同左]	
<u>リ ー ス 資 産</u> [同左]			

無形固定資産 [略]		リース負債 [略]	
使用権資産 [略]		(純資産の部) [略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑨ 略]

[削る。]

⑩～⑫ [略]

[③・④ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[⑦～⑮ 略]

(16) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

無形固定資産 [同左]		リース債務 [同左]	
リース資産 [同左]		(純資産の部) [同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑨ 同左]

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑬ [同左]

[③・④ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[⑦～⑮ 同左]

(16) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔17〕～〔28〕 略〕

〔2～5 略〕

6 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

7 〔略〕

第5

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）損益計算書

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1～3 略〕

4 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

る重要な有形固定資産及び無形固定資産

〔17〕～〔28〕 同左〕

〔2～5 同左〕

6 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

7 〔同左〕

第5

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）損益計算書

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1～3 同左〕

〔加える。〕

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

5 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

6 [略]

[第6～第13 略]

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第13 略]

（記載上の注意）

[1～6 略]

第1 [略]

第2

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）附属明細書

[加える。]

4 [同左]

[第6～第13 同左]

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第13 同左]

（記載上の注意）

[1～6 同左]

第1 [同左]

第2

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）附属明細書

1 計算書類に関する事項

[(1)～(4) 略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

(5) 有形固定資産及び無形固定資産 (単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
有形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							%
[略]							
無形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							
[略]							

(記載上の注意)

[1～3 略]

[(6)～(10) 略]

2 [略]

第3 [略]

第4

年度 (年 月 日現在) 貸借対照表
(生命保険株式会社) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債 [略]	

1 [同左]

[(1)～(4) 同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

(5) [同左] (単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
有形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							%
[同左]							
無形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[(6)～(10) 同左]

2 [同左]

第3 [同左]

第4

年度 (年 月 日現在) 貸借対照表
(生命保険株式会社) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債 [同左]	

[略] 使 用 権 資 産			
[略] 無 形 固 定 資 産			
[略] 使 用 権 資 産		リ ー ス 負 債	
[略]		[略]	
[略]		(純 資 産 の 部)	
		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
[略]		[略]	
使 用 権 資 産			
[略]			
無 形 固 定 資 産		リ ー ス 負 債	
[略]		[略]	
使 用 権 資 産		[略]	
[略]		(純 資 産 の 部)	
[略]		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[同左] リ ー ス 資 産			
[同左] 無 形 固 定 資 産			
[同左] リ ー ス 資 産		リ ー ス 債 務	
[同左]		[同左]	
[同左]		(純 資 産 の 部)	
		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
[同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産			
[同左]			
無 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務	
[同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産		[同左]	
[同左]		(純 資 産 の 部)	
[同左]		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [同左]

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑨ 略]

[削る。]

⑩～⑫ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(15) 略]

(16) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑨ 同左]

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑬ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(7)～(15) 同左]

(16) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔17〕～〔33〕 略〕

〔2～5 略〕

6 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

7 〔略〕

（生命保険相互会社）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） 〔略〕		（負 債 の 部） 〔略〕	
有 形 固 定 資 産 〔略〕		そ の 他 負 債 〔略〕	
<u>使 用 権 資 産</u> 〔略〕			
無 形 固 定 資 産 〔略〕		<u>リ ー ス 負 債</u> 〔略〕	
<u>使 用 権 資 産</u> 〔略〕		〔略〕	
〔略〕		（純 資 産 の 部） 〔略〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険相互会社）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
-----	-----	-----	-----

〔17〕～〔33〕 同左〕

〔2～5 同左〕

6 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

7 〔同左〕

（生命保険相互会社）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） 〔同左〕		（負 債 の 部） 〔同左〕	
有 形 固 定 資 産 〔同左〕		そ の 他 負 債 〔同左〕	
<u>リ ー ス 資 産</u> 〔同左〕			
無 形 固 定 資 産 〔同左〕		<u>リ ー ス 債 務</u> 〔同左〕	
<u>リ ー ス 資 産</u> 〔同左〕		〔同左〕	
〔同左〕		（純 資 産 の 部） 〔同左〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険相互会社）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
-----	-----	-----	-----

(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]		そ の 他 負 債 [略]	
<u>使 用 権 資 産</u> [略]			
無 形 固 定 資 産 [略]		<u>リ ー ス 負 債</u> [略]	
<u>使 用 権 資 産</u> [略]			
[略]		[略]	
		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑨ 略]

[削る。]

⑩～⑫ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]		そ の 他 負 債 [同左]	
<u>リ ー ス 資 産</u> [同左]			
無 形 固 定 資 産 [同左]		<u>リ ー ス 債 務</u> [同左]	
<u>リ ー ス 資 産</u> [同左]			
[同左]		[同左]	
		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑨ 同左]

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑬ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(15) 略]

16 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

[(17)～(28) 略]

[2～5 略]

6 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

7 [略]

第5

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）損益計算書

（生命保険株式会社）

い。）

[(7)～(15) 同左]

16 リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

[(17)～(28) 同左]

[2～5 同左]

6 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

7 [同左]

第5

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）損益計算書

（生命保険株式会社）

[表略]

(損害保険株式会社)

[表略]

(生命保険相互会社)

[表略]

(損害保険相互会社)

[表略]

(記載上の注意)

[1 ～ 3 略]

4 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
- (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

5 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

6 [略]

[第6～第13 略]

別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）

(日本産業規格A4)

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

[同左]

(損害保険株式会社)

[同左]

(生命保険相互会社)

[同左]

(損害保険相互会社)

[同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 3 同左]

[加える。]

[加える。]

4 [同左]

[第6～第13 同左]

別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）

(日本産業規格A4)

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名
代表取締役氏名
年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次
[第1～第3 略]
(記載上の注意)
[1～3 略]
第1 [略]
第2 連結財務諸表
1 [略]
2 連結貸借対照表
年度(年 月 日現在) 連結貸借対照表
(1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
[略]		(純 資 産 の 部)	
		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	

会社名
代表取締役氏名
年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次
[第1～第3 同左]
(記載上の注意)
[1～3 同左]
第1 [同左]
第2 [同左]
1 [同左]
2 [同左]
年度(年 月 日現在) 連結貸借対照表
(1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
無 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]		(純 資 産 の 部)	
[同左]		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	

[略]		[略]	
有形固定資産			
[略]			
使用権資産			
[略]			
無形固定資産			
[略]		(純資産の部)	
使用権資産		[略]	
[略]			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) [略]
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - [①～⑨ 略]
 - [削る。]
 - ⑩～⑬ [略]
 - [(3)・(4) 略]
 - (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 - (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。
 - (7) [略]

[同左]		[同左]	
有形固定資産			
[同左]			
リース資産			
[同左]			
無形固定資産			
[同左]		(純資産の部)	
リース資産		[同左]	
[同左]			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]
 - (1) [同左]
 - (2) [同左]
 - [①～⑨ 同左]
 - ⑩ リース取引の処理方法
 - ⑪～⑭ [同左]
 - [(3)・(4) 同左]
 - (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 - (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
 - (7) [同左]

(8) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(9)～(25) [略]

[3～5 略]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

8 [略]

(3) （生命保険相互会社及びその子会社等）（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産			

[加える。]

(8)～(24) [同左]

[3～5 同左]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

8 [同左]

(3) （生命保険相互会社及びその子会社等）（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産			

[略] 使 用 権 資 産			
[略] 無 形 固 定 資 産			
[略] 使 用 権 資 産			
[略]		(純 資 産 の 部)	
[略]		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略] 有 形 固 定 資 産		[略]	
[略] 使 用 権 資 産			
[略] 無 形 固 定 資 産			
[略] 使 用 権 資 産		(純 資 産 の 部)	
[略]		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) [略]
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
[①～⑨ 略]

[同左] リ ー ス 資 産			
[同左] 無 形 固 定 資 産			
[同左] リ ー ス 資 産			
[同左]		(純 資 産 の 部)	
[同左]		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左] 有 形 固 定 資 産		[同左]	
[同左] リ ー ス 資 産			
[同左] 無 形 固 定 資 産			
[同左] リ ー ス 資 産		(純 資 産 の 部)	
[同左]		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]
 - (1) [同左]
 - (2) [同左]
[①～⑨ 同左]

[削る。]

⑩～⑬ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

(7) [略]

(8) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(9)～(23) [略]

[3～5 略]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑭ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(7) [同左]

[加える。]

(8)～(22) [同左]

[3～5 同左]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場

権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

8 [略]

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）連結損益計算書

及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

[略]

(1) （生命保険株式会社及びその子会社等一連結損益計算書）

[表略]

(2) （損害保険株式会社及びその子会社等一連結損益計算書）

[表略]

（記載上の注意）

[1～4 略]

5 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

6 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

合は科目を設けて記載する。

7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

8 [同左]

3 [同左]

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）連結損益計算書

及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

[同左]

(1) （生命保険株式会社及びその子会社等一連結損益計算書）

[同左]

(2) （損害保険株式会社及びその子会社等一連結損益計算書）

[同左]

（記載上の注意）

[1～4 同左]

[加える。]

[加える。]

7 [略]

(3) (保険株式会社及びその子会社等―連結包括利益計算書)

[表略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(4) (生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

[表略]

(5) (損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

[表略]

(記載上の注意)

[1～8 略]

(6) (生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書)

[表略]

(7) (損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書)

[表略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

5 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

6 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

5 [同左]

(3) (保険株式会社及びその子会社等―連結包括利益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(4) (生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

[同左]

(5) (損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

[1～8 同左]

(6) (生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書)

[同左]

(7) (損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

[加える。]

[加える。]

		[略]	
		(純資産の部)	
		[略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[略]		[略]	
		その他の負債	
		[略]	
		リース負債	
		[略]	
		[略]	
		(純資産の部)	
		[略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) [略]
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - [①～⑧ 略]
 - [削る。]
 - ⑨～⑪ [略]
 - (3) [略]
 - (4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 - (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものは除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合

		[同左]	
		(純資産の部)	
		[同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[同左]		[同左]	
		その他の負債	
		[同左]	
		リース債務	
		[同左]	
		[同左]	
		(純資産の部)	
		[同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [同左]
 - (1) [同左]
 - (2) [同左]
 - [①～⑧ 同左]
 - ⑨ リース取引の処理方法
 - ⑩～⑫ [同左]
 - (3) [同左]
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 - (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載

には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

〔(6)～(9) 略〕

- (10) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
- 外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
- ②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。
- ①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
- ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔(11)～(22) 略〕

〔2～5 略〕

〔第 3～第 5 略〕

別紙様式第 11 号の 2（第 143 条関係）

（日本産業規格 A 4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）日本における中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

することで足りる。）

〔(6)～(9) 同左〕

- (10) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

〔(11)～(22) 同左〕

〔2～5 同左〕

〔第 3～第 5 同左〕

別紙様式第 11 号の 2（第 143 条関係）

（日本産業規格 A 4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）日本における中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名
日本における代表者 氏 名
年 月 日から 年 月 日までの日本に
おける業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

第1 [略]

第2 年度中(年 月 日現在)の日本における保険業の中間貸借対
照表

(外国生命保険会社等)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略] そ の 他 負 債 [略] <u>リ ー ス 負 債</u> [略] [略]	
		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略] そ の 他 負 債 [略] <u>リ ー ス 負 債</u>	

会社名
日本における代表者 氏 名
年 月 日から 年 月 日までの日本に
おける業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

第1 [同左]

第2 年度中(年 月 日現在)の日本における保険業の中間貸借対
照表

(外国生命保険会社等)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左] そ の 他 負 債 [同左] <u>リ ー ス 債 務</u> [同左] [同左]	
		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左] そ の 他 負 債 [同左] <u>リ ー ス 債 務</u>	

		[略]	
		[略]	
		(純資産の部)	
		[略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑧ 略]

[削る。]

⑨～⑪ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[⑥～⑨ 略]

(10) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項に

		[同左]	
		[同左]	
		(純資産の部)	
		[同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑧ 同左]

⑨ リース取引の処理方法

⑩～⑫ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

[⑥～⑨ 同左]

(10) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

[11～(22) 略]

[2～5 略]

[第3～第5 略]

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本に

おける業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 略]

（記載上の注意）

[1～3 略]

第1 [略]

第2

[11～(22) 同左]

[2～5 同左]

[第3～第5 同左]

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本に

おける業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 同左]

（記載上の注意）

[1～3 同左]

第1 [同左]

第2

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）附属明細書

[1～3 略]

4 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累 計 額	償 却 累計率
有形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							%
[略]							
無形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							
[略]							

(記載上の注意)

[1～3 略]

[5～9 略]

第3 年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表
(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
有 形 固 定 資 産 [略] 使 用 権 資 産 [略]		そ の 他 負 債 [略]	
無 形 固 定 資 産		リ ー ス 負 債 [略]	

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）附属明細書

[1～3 同左]

4 [同左]

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累 計 額	償 却 累計率
有形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							%
[同左]							
無形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[5～9 同左]

第3 年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表
(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左] リ ー ス 資 産 [同左]		そ の 他 負 債 [同左]	
無 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務 [同左]	

[略] 使 用 権 資 産		[略]	
[略] [略]		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]		そ の 他 負 債 [略]	
使 用 権 資 産 [略]		リ ー ス 負 債 [略]	
無 形 固 定 資 産 [略]		[略]	
使 用 権 資 産 [略]		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑧ 略]

[削る。]

⑨～⑪ [略]

[同左] リ ー ス 資 産		[同左]	
[同左] [同左]		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]		そ の 他 負 債 [同左]	
リ ー ス 資 産 [同左]		リ ー ス 債 務 [同左]	
無 形 固 定 資 産 [同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産 [同左]		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑧ 同左]

⑨ リース取引の処理方法

⑩～⑫ [同左]

〔(3)・(4) 略〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔(7)～(13) 略〕

(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔(15)～(26) 略〕

〔2～4 略〕

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔(3)・(4) 同左〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

〔(7)～(13) 同左〕

(14) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

〔(15)～(26) 同左〕

〔2～4 同左〕

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 [略]

第4

年度（年 月 日から
年 月 日まで）日本における保険業の損益計算書

（外国生命保険会社等）

[表略]

（外国損害保険会社等）

[表略]

（記載上の注意）

[1・2 略]

3 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

4 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

5～7 [略]

[第5・第6 略]

別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格A4）

年度（年 月 日から
年 月 日まで）日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

6 [同左]

第4

年度（年 月 日から
年 月 日まで）日本における保険業の損益計算書

（外国生命保険会社等）

[同左]

（外国損害保険会社等）

[同左]

（記載上の注意）

[1・2 同左]

[加える。]

[加える。]

3～5 [同左]

[第5・第6 同左]

別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格A4）

年度（年 月 日から
年 月 日まで）日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び
財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

第1 [略]

第2

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 附属明細書

[1～4 略]

5 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資 産 の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償 却累計 額	償 却 累計率
有 形 固 定 資 産 [略]							%
使 用 権 資 産 [略]							
無 形 固 定 資 産 [略]							
使 用 権 資 産 [略]							
[略]							

(記載上の注意)

[1～3 略]

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び
財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

第1 [同左]

第2

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 附属明細書

[1～4 同左]

5 [同左]

(単位：百万円)

資 産 の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償 却累計 額	償 却 累計率
有 形 固 定 資 産 [同左]							%
リ ー ス 資 産 [同左]							
無 形 固 定 資 産 [同左]							
リ ー ス 資 産 [同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[6 ～ 10 略]

第 3

年度 (年 月 日現在) の日本における保険業の貸借対照表
(外国生命保険会社等) (単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]		そ の 他 負 債 [略]	
使 用 権 資 産 [略]		リ ー ス 負 債 [略]	
無 形 固 定 資 産 [略]		[略]	
使 用 権 資 産 [略]		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等) (単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]		そ の 他 負 債 [略]	
使 用 権 資 産 [略]		リ ー ス 負 債 [略]	
無 形 固 定 資 産 [略]			

[6 ～ 10 同左]

第 3

年度 (年 月 日現在) の日本における保険業の貸借対照表
(外国生命保険会社等) (単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]		そ の 他 負 債 [同左]	
リ ー ス 資 産 [同左]		リ ー ス 債 務 [同左]	
無 形 固 定 資 産 [同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産 [同左]		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等) (単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]		そ の 他 負 債 [同左]	
リ ー ス 資 産 [同左]		リ ー ス 債 務 [同左]	
無 形 固 定 資 産 [同左]			

使用権資産		[略]	
[略]			
[略]		(純資産の部)	
		[略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑧ 略]

[削る。]

⑨～⑪ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[⑥～⑬ 略]

(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項に

リース資産		[同左]	
[同左]			
[同左]		(純資産の部)	
		[同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑧ 同左]

⑨ リース取引の処理方法

⑩～⑫ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

[⑥～⑬ 同左]

(14) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔15～(26) 略〕

〔2～4 略〕

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔略〕

第4

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）日本における保険業の損益計算書

（外国生命保険会社等）

〔表略〕

（外国損害保険会社等）

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1・2 略〕

3 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受

〔15～(26) 同左〕

〔2～4 同左〕

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔同左〕

第4

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）日本における保険業の損益計算書

（外国生命保険会社等）

〔同左〕

（外国損害保険会社等）

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1・2 同左〕

〔加える。〕

取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

4 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

5～7 [略]

[第5・第6 略]

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]

（記載上の注意）

[1～4 略]

第1 [略]

第2 中間連結財務諸表

1 [略]

2 中間連結貸借対照表

年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表

(1) （生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

[表略]

[加える。]

3～5 [同左]

[第5・第6 同左]

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 同左]

（記載上の注意）

[1～4 同左]

第1 [同左]

第2 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表

(1) （生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

[同左]

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑨ 略]

[削る。]

⑩～⑬ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

(6) [略]

(7) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑨ 同左]

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑭ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

(6) [同左]

[加える。]

[1~3 同左]

第1 [略]

第2 連結財務諸表

1 [略]

2 連結貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

(1) （生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） [略]		（負 債 の 部） [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]			
使 用 権 資 産 [略]			
無 形 固 定 資 産 [略]			
使 用 権 資 産 [略]			
資 産 の 部 合 計		（純 資 産 の 部） [略]	
		負債及び純資産の部合計	

(2) （損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） [略]		（負 債 の 部） [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]			
使 用 権 資 産 [略]			
無 形 固 定 資 産			

第1 [同左]

第2 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

(1) （生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） [同左]		（負 債 の 部） [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]			
リ ー ス 資 産 [同左]			
無 形 固 定 資 産 [同左]			
リ ー ス 資 産 [同左]			
資 産 の 部 合 計		（純 資 産 の 部） [同左]	
		負債及び純資産の部合計	

(2) （損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） [同左]		（負 債 の 部） [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]			
リ ー ス 資 産 [同左]			
無 形 固 定 資 産			

〔略〕 使 用 権 資 産 〔略〕 〔略〕		(純 資 産 の 部) 〔略〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 〔略〕
 - 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 〔略〕
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - 〔①～⑨ 略〕
 - 〔削る。〕
 - ⑩～⑬ 〔略〕
 - 〔(3)・(4) 略〕
 - (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。
- (7) 〔略〕
 - (8) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 会計方針に関する情報
 - ② リース特有の取引に関する情報
 - ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報
保険持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲

〔同左〕 リ ー ス 資 産 〔同左〕 〔同左〕		(純 資 産 の 部) 〔同左〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 〔同左〕
 - 2 〔同左〕
 - (1) 〔同左〕
 - (2) 〔同左〕
 - 〔①～⑨ 同左〕
 - ⑩ リース取引の処理方法
 - ⑪～⑭ 〔同左〕
 - 〔(3)・(4) 同左〕
 - (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
- (7) 〔同左〕
〔加える。〕

げる事項について記載し、保険持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(9)～(25) [略]

[3 ～ 5 略]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

8 [略]

[3 ～ 5 略]

第 3 [略]

別紙様式第 15 号の 3（第 210 条の 11 関係）

（日本産業規格 A 4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）附属明細書

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産 (単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累 計額	償 却 累 計率
-------	------------	------------	------------	------------	------------	--------------	-------------

(8)～(24) [同左]

[3 ～ 5 同左]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

8 [同左]

[3 ～ 5 同左]

第 3 [同左]

別紙様式第 15 号の 3（第 210 条の 11 関係）

（日本産業規格 A 4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）附属明細書

1 [同左]

(1) [同左] (単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累 計額	償 却 累 計率
-------	------------	------------	------------	------------	------------	--------------	-------------

有形固定資産 〔略〕 <u>使用権資産</u> 〔略〕							%
〔略〕							
無形固定資産 〔略〕 <u>使用権資産</u> 〔略〕							
〔略〕							

(記載上の注意)

[1~3 略]

[(2)~(4) 略]

2 [略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。